

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名 (市町村コード)	久留米市 (402036)	
地域名 (地域内農業集落名)	大橋地域 (常持、石浦、指出、蜷川)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8 年 1 月 20 日 (第2回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大橋地域では、米、麦、WCSなどの土地利用型農業に加え、野菜(リーフレタスやホウレンソウなど)の露地・施設栽培の複合経営が中心である。地域農業の担い手は団塊の世代が中心であり、若い世代も一定数存在するが、他地域からの入作も多く、農地は不足している状況である。

地域内の農地の一部では、平成10年から15年にかけて圃場整備が実施されているが、それ以前に整備された地区も含め、近年の農業の大規模化や機械の大型化により、農道の狭隘化や田面との高低差といった課題が顕在化している。また、農作業オペレーターは現在一定数確保されているものの、繁忙期には十分な人手を確保できない農家も見られる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

大橋地域の将来像は、現状と同様に、米や麦などの土地利用型農業と野菜栽培を中心とした営農を想定している。現在、大橋地域は農地は不足している状況にある。将来に向けては、農地の集積・集約を進め、農業の効率性を高めていくことと併せて、地域の活性化とコミュニティの維持を両立させる必要がある。そのため、地域の耕作者を中心に、農地の拡大や高低差の解消の取組みや、農道の拡張要望など基盤整備を推進していく。

農作業オペレーターについては、個人的なつながりや派遣業者の活用により確保しているが、賃金コストが上昇する中、安定的かつ十分な人員を確保し続けるためには、作業条件等の整理を進めていく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	250.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	250.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業上の利用は、原則として農振農用地の範囲と同一としている。住宅と農地の混在する区域や未整備農地の改善を図り、持続的に活用できるよう検討していく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落営農法人や認定農業者、認定新規就農者等を中心に集積を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集約の必要性がある農地については、中間管理機構を通じた活用を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
段差のある農地や不整形な農地の解消に向けた整備の検討をしていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や県、JAなどの研修や部会活動を活用し、魅力ある農業づくりや農業経営の習得に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
一部の農作業を請け負う農業支援サービスがあれば活用したい。また作業者を確実に確保していくため、作業時期や業務量の平準化も検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

カモやカラスによる被害が多発。防鳥網等の対策に取り組む。

【令和7年度:座談会結果】

JAくろめ大橋青年部を中心に、地域の将来像や課題について協議を実施。集約は米麦等と野菜やハウスが混在する現状では困難だが、大区画化は検討したい。但し周辺道路等のインフラが整わなければ、大区画化が実現しても作業の効率化には制限がかかるという意見が出た。